



Q & A

行政訴訟

～より実効的な救済手続へ～

Q 最近、行政訴訟が変わったという話を聞くけれど、行政訴訟ってどういうものなのかしら。

A 簡単にいうと、行政庁の行為に不服がある場合に、裁判所でその違法性を争う裁判だよ。つまり、行政庁の行為が国民の権利を損なった場合などに、その誤りを正すための裁判手続なんだ。一番多いのは、行政庁がした処分等を取り消すための「取消訴訟」で、そのほかには、処分等が無効であることなどを確認するための「無効等確認訴訟」、行政庁に対して申請をしたのに放置されていることが違法であることを確認するための「不作為の違法確認訴訟」などがあるよ。それから、行政事件訴訟法が改正され、平成17年4月1日から施行されているんだけど、今回の改正で、行政庁に処分をするよう命じる「義務付け訴訟」と、行政庁に処分をしないよう命じる「差止訴訟」が明示されたんだ。

Q その法律改正があったから、行政訴訟が変わったと言われているのね。

A そうだと思うよ。今回の改正では、行政訴訟をより利用しやすく、分かりやすくするなどの目的から、様々な整備がされたんだ。

Q ふ～ん。でも、私には縁がないわね。

A そんなことはないよ。身近なところでは、税金の問題があるね。自営業者は、自

分で必要経費なんかを申告して、税金を納める仕組みになっているけれど、必要経費の考え方が税務署長と自営業者との間で違う場合、税務署長が自営業者に、「あなたの申告は間違っているから、もう少し税金を納めなさい。」と言ってくる。これが行政処分だよ。それから、自動車運転免許の停止や営業の不許可なんかもそうだよ。

Q それを裁判所に訴えたと取り消してくれるのね。

A 訴えた側の言い分が正しければね。ところで、例えば、営業許可の申請を不許可にした処分の取消しを訴えて、その言い分が認められた場合でも、裁判では不許可を取り消すだけで、当然に営業が許可されるわけではないんだよ。だから、行政庁は、改めて処分をし直すことになるんだ。その場合でも、前と同じ理由で再度不許可にすることはできないんだけど、違う理由で不許可にすることもあるよ。

Q え～、なにかめんどうね。

A そうかもしれないね。そこで、今回の改正では、営業許可をすることを命じる「義務付けの訴え」もできることが明示されたんだ。

Q それなら分かるわ。義務付けの訴えもあわせて起こせば、一度で解決するわけね。でも、実際に裁判になっても、具体的にどんな理由で処分されたのかがはっきりしな

ければ、どんなことを主張すればいいのかわからないんじゃないの。

A そんなときのために、今回の改正で、裁判所が必要だと判断したときには、処分をした行政庁などから処分の理由などを明らかにする資料を提出させることができるようになったんだ。

Q それはいいわね。行政庁に不利なものも提出してもらえるのかしら。

A そういう場合もあるだろうね。それから、どの行政庁が処分を行ったかにかかわらず、原則として、その行政庁が所属する国や公共団体を相手方として訴えればよかったし、行政庁は処分をした書面などに訴える相手方や期限なんかを書いておかなければいけないようになったんだよ。

Q あら、訴えるのに期限があるの。

A そりゃ、そうさ。いつまでも訴えることができるとなると、何十年も経った後に

その処分は間違いだったということで取り消されることもあるだろう。そうすると、その処分を前提に暮らしていた人たちにも迷惑がかかるよね。

Q その期限はどのくらいなの。

A 今までは3か月だったけれど、今度の改正で6か月に延びたんだ。

Q 6か月あれば、なんとかなるかしらね。

A それから、今までは処分をした行政庁の所在地を管轄する地方裁判所に訴えを提起しなければならなかったんだけど、原告の住所地を管轄する高等裁判所の所在地にある地方裁判所にも訴えを提起することができるようになったんだ。

Q ふ～ん。随分便利になったようね。今日はあなたのおかげで少し行政訴訟が分かったような気がするわ。ありがとう。

A どういたしまして。

- 行政事件訴訟法の一部を改正する法律 -

救済範囲の拡大

- 取消訴訟の原告適格の拡大
(原告適格の判断において、法律の趣旨・目的や処分において考慮されるべき利益の内容・性質などを考慮すべき旨を規定)
- 義務付け訴訟の法定 **【新設】**
(一定の要件の下で行政庁が処分をすべきことを義務付ける訴訟類型として義務付け訴訟を法定)
- 差止訴訟の法定 **【新設】**
(一定の要件の下で行政庁が処分をすることを事前に差し止める訴訟類型として差止訴訟を法定)
- 確認訴訟を当事者訴訟の一類型として明示
(確認訴訟を当事者訴訟のうち公法上の法律関係に関する訴訟の一類型として明示)

審理の充実・促進

- 裁判所が、釈明処分として、行政庁に対し、判決の記録や処分の理由を明らかにする資料の提出を求めることができることとする **【新設】**

行政訴訟をより利用しやすく、分かりやすくするための仕組み

- 抗告訴訟の被告適格の簡明化 (処分をした行政庁の所属する国又は公共団体を被告とする)
- 抗告訴訟の管轄裁判所の拡大
(国を被告とする抗告訴訟は、原告住所地を管轄する高裁所在地の地裁にも訴え提起を可能に)
- 出訴期間の延長
(処分があったことを知った日から3か月とされている取消訴訟の出訴期間を6か月に)
- 出訴期間等の情報提供(教示)制度の新設 **【新設】**
(取消訴訟の被告、出訴期間、不服申立前置等に関する情報提供)

本案判決前における仮の救済制度の整備

- 執行停止の要件の緩和
(損害の性質のみならず、損害の程度や処分の内容及び性質が適切に考慮されるように「回復の困難な損害」を「重大な損害」に改める)
- 仮の義務付け・仮の差止めの制度の新設 **【新設】**
(一定の要件の下で、裁判所が、行政庁に対し、処分をすべきことを仮に義務付け、又は処分をすることを仮に差し止める裁判)

国民の権利利益のより実効的な救済手続の整備

具
体
策